＜別紙・参考例（管理運用規定）＞

　　　○○○（自治会・区・商店街組合）防犯カメラ管理運用規程

１　趣旨

　　この規程は、○○○に設置する防犯カメラについて、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

２　設置目的

　　防犯カメラは、○○○における犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

３　設置者等

（１）設置者

　　　○○○（自治会・区・商店街組合名・代表者を記載）

（２）設置者は、防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

　　 また、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者（※）を置くものとする。

　　　 管理責任者

　　　　 ○○○　○○○（自治会・区・商店街組合名・役職を記載）

　　　 取扱担当者（※必要がなければ取扱担当者を置かなくても構いません。）

　　　　 ○○○　○○○（自治会・区・商店街組合名・役職を記載）

（３）管理責任者及び取扱担当者の責務は、次のとおりとする。

ア　防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らさないこと

　　イ　その他画像の適切な取扱いに努めること

（４）管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

４　設置場所及び設置台数

（１）防犯カメラ　２台

①　白井市〇〇×丁目×番地×号　１台（別紙配置図のとおり）

②　白井市〇〇×丁目×番地×号　１台（別紙配置図のとおり）

※配置図には、カメラの設置箇所、撮影方向を表示。

（２）録画装置、モニター　一式

白井市〇〇×丁目×番地×号　１台（別紙配置図のとおり）

５　設置表示

　　防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名、連絡先を記載するものとする。

 ※別紙、表示例参照

６　画像の保存と廃棄

（１）保存期間

　　　撮影された画像の保存期間は、××日間とする。

　　　ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、保存期間を延長することができる。

（２）画像加工の禁止

　　　画像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

（３）保管場所

　　　モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠を行うなど防護された場所に保管し、適正に管理する。

（４）立ち入り制限

　保管場所には、管理責任者、取扱担当者、及び管理責任者が許可した者以外は、立ち入りを禁止する。

（５）画像の消去

　　　保存期間が終了した画像は、上書き等により、速やかに、確実に消去する。

　　　　また、記録媒体を廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破砕や裁断等の物理的な処理を行うものとする。

７　画像の利用及び提供の制限

（１）防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

　　ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

　　　ア　法令の規定に基づく場合

　　　イ　捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

　　　　　この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

　　　ウ　人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

　　　エ　本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

（２）上記アからエにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容を記録するものとする。

８　苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする。

（附則）

　この規程は、平成○○年○○月○○日から施行する。

別紙　表示例

防犯カメラ作動中

**設置者**

**〇　〇　〇　〇**

**連絡先**

**〇〇〇-〇〇〇**